

業務用冷蔵庫・業務用空調機の処分に困ってませんか？ フロン製品の処分はリサイクルクリーンにお任せください！

フロン製品の廃棄方法は？



業務用冷蔵庫や業務用空調機、業務用製氷機、スポットクーラー等にはフロンガスが含まれています。フロンの大気放出は禁止されており、放出した場合はフロン排出抑制法の罰則対象となります。フロンガスの回収は登録事業者にしかなれませんのでご注意ください。

登録事業者のリサイクルクリーンに 安心してお任せください！

お気軽にお電話ください！

お見積り提出

お見積無料

行程管理票発行

お持ち込み、又は回収

フロンガス回収作業

フロンガス破壊処分

破壊証明書発行

本体の廃棄

マニフェスト発行(本体分)



第一種特定製品

フロン類を回収後も第一種特定製品として取扱う必要があります

業務用空調機



業務用冷蔵庫、業務用製氷機、
スポットクーラー等

フロン排出抑制法が 改正に！



閣議決定

直罰(＝直接罰)とは、違法行為が発覚したら即時に適用される罰則を指し、対して間接罰とは、違法行為があれば、まず行政指導や行政命令によって自主的な改善を促し、その指導・命令に背く行為があった場合に、それを理由として適用される罰則の事を指します。今回の改正法案には、この直罰が罰則に含まれています。

主な改正事項

機器廃棄の際

対象機器のユーザーに対して、**フロン回収義務違反への直接罰の導入**

廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み**証明の交付を義務付け**

機器が引き取られる際

廃棄物・リサイクル業者等が機器の引き取り時にフロン回収済み証明を確認し、**確認できない機器の引き取りを禁止**



エコアクション21
認証・登録番号 0008197

産業廃棄物・一般廃棄物・資源回収・土木工事・建物解体工事・中古車販売・不動産業

株式会社 **リサイクルクリーン**



0120-01-5255

浜松市天竜区二俣町二俣 41

<https://www.recycle-clean.co.jp>